

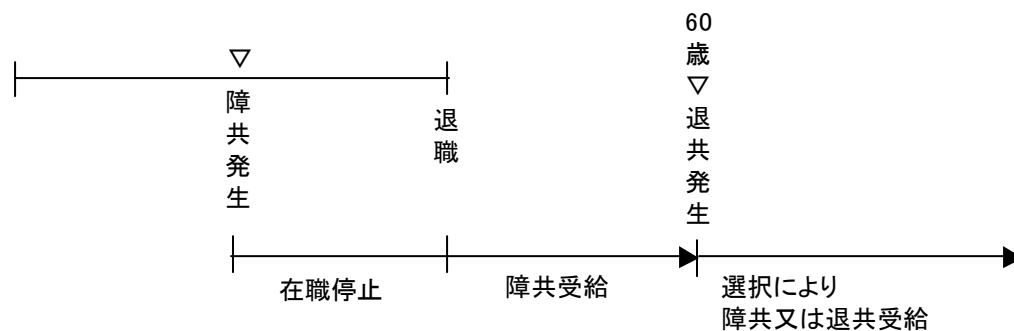
第 2 節 退職届書の提出

組合員が退職したときに、退職共済年金の受給権を有しない者は「退職届書」を提出することとなっています。

この退職届書は、将来の年金受給に備え、年金待機者として組合員期間等を登録するためのものです。

① 退職届書が必要となる者

- ア 退職共済年金受給資格期間を満たしていない者(組合員期間 1 年未満の者含む。)
- イ 退職共済年金受給資格期間を満たしているが、支給開始年齢に達していない者
- ウ 在職中に障害共済年金受給権を取得しているが、退職共済年金の支給開始年齢に達していない者



② 提出方法

上記①に該当する者は、退職の都度、「退職届書」を提出することになります。退職届書に必要な書類は第 3 節 4 を参照してください。

ただし、静岡県を退職し引き続き公務員として再就職する場合は、年金制度上は退職とみなされませんので、退職届書を提出する必要はありません。